

デイスカッション

田中 ありがとうございます。これで一応四人の方のお話と、こちらであらかじめ用意いたしましたコメントーターのコメントが終わりまして、いよいよ質疑応答およびデイスカッションに移りますが、こちらの司会は山住さんの方にバトンタッチいたします。

質疑応答

山住 今日、公開シンポジウムですから、私達が皆さんの意見をまとめるというのではなくて、出来るだけ、ここに集まってもらえる方々の発言を期待したいと思っています。先ほど質問を書いていただいたのですが、四人の報告者全員に対する質問がありました。質問の用紙はそれぞれの方にお預けいたしましたので、最初の寺崎さんの方から順番に質問の内容を紹介しながら答えていただきたいと思います。コメントーターの意見について何か発言あれば、それも含めて下さい。

寺崎 質問は七件来ています。私の報告は全体に前半と後半に大きく分かれていまして、前半は、私たちが今「子どもの権利」というものに囚われているその「子どもの権利」というのは、どうも近代の生成期、ないしは近代市民社会の生成期に提起されか

ったものの骸というか、つまり、一言で言うと同意論を欠如させた教育義務の押し付けということを内実とする「子どもの権利」ということで、私たちはそれにずっとまわりつかれて今まできているのだということです。

後半の方は、それがどういう社会的なライフ・サイクルの思想を背景として登場し得たのか、つまり近代の生成期に子どもを同意主体としてとらえるといった発想がともかくにも提起されかけたのかという問いをとりあえず置いて議論しようとしたわけです。ただ実際には後半の方が全く時間不足で何も殆どしゃべれない状況になってしまいましたので、質問は主として後半に関して、例えば、それは「大人が若かったからだと言うけれども、その事についてももう少し説明して欲しい」といった主旨のものが当然出て来ました。そこで一応二つ、特に後半の方に焦点を絞られた質問について読み上げさせていただいて、それに答えるという形をとりたいと思います。署名がないのでお名前がわからないのですが、「大人が若かった、権威が無かったというお話、大変興味深く聞きました。それでは、いつ頃から大人が偉くなったのでしょうか？ それは山脇先生のお話にあった企業型人間―働き蜂主義等とつながりがあるのでしょうか？」というのが一つの質問です。それからもう一つは黒木さんからの質問は、「一七世紀に二八〇四九歳を若者として表示するようになって、子どもとの年代的格差が縮まったので、同意主体として考えるようになったと言われたように聞きましたが、一四歳が職に就く平均年齢で、一五

二四歳の六〇％がサーヴァントということを考えれば二八〇四歳を若者とは言えないと思う。むしろ、これは人間として社会的に粉飾された権威性等を否定したヒーマニズムの台頭から、大人も子どもも平等な人間として認識される様になったからではないか。私の聞き違いならお許しを」という質問です。それとのかかわりで言いますと、大竹さんからは、次のような質問が出ています。「子どもの権利と親の養育態度について、どういう養育態度が親に要請されるのか。最近子育てノイローゼの若い母親に子の虐待事例が多いという事実から感じた問題。」これも私にとっては、基本的につながっている問いですので、一応この三つが私の報告の後半に関して出されている質問です。

さて、そこでそれに答えなければならぬのですが、やはり、きちんとした説明になっていなかったようですね……。

先ほど、子どもを同意主体としてとらえることが何故可能だったのかと問い、その社会史背景として述べたのですが、例えば北西ヨーロッパ結婚パターンと出しましたけれども、もちろんそれは一七世紀に特殊なパターンだと言うつもりはありません。むしろ、一七世紀にホップズが親と子の問題を考えようとした時に、それ以前にあるイギリスの子どもと親の、その事実をベースにして、それを目の前に置いて考えたと言おうとしたわけですから、まず、一七世紀な特殊な問題として論議しようとしたのではなくて、あくまで一七世紀のホップズがそれまでの北西ヨーロッパ、とりわけイギリスの親子関係の現状というのをベース

にして発想したから、とにかくにも子どもを同意主体だと言うことが出来た、というのが私の報告の趣旨だということをご理解いただきたいと思います。

もう少し説明しますと、それまでのヨーロッパの、特にイギリスの動きの中で、やはり親と子の関係で、当然、子というのは成年になった子どもとして表現されますが、それをも含めて子の自立度というのが相対的に高かったと、まず考えられます。それに関して、ネオ・ローカルだということ、平均年齢が低いこと、また例えば未成年の子どもの所有権といったようなことをとりあえず挙げておきました。それは、子どもの地位が高いということですから。そして一方で、親と子という関係の中で、ないしは大人と子どもという関係の中で、私が報告で強調したかったのは、大人が〈若者〉として見られていたというか位置づけられていたがために、相対的に大人の地位が、少なくともフランス革命以降の確固とした市民といったようなイメージからすれば、低い、ないしは流動的な、あるいは遍歴職人的な、いろいろな人生の危機を抱え込んだ、当然葛藤して人生を流れてゆくような、そういうふうに捕えられていて、その限りでは子どもがライフ・クライシス(life crisis)を迎えて発達を遂げてゆくというイメージとそんなに違わずに発想出来たのではないかというのが、実は後半の趣旨だったわけですね。

私がそれを最初に考えたのは、実に単純な経験からで、ダンテの『神曲』を読んだ時です。地獄・煉獄・天国を遍歴しながら淨

化してゆくというストーリーですけれど、そういう話を昔なんとなく聞いた時には、言ってみれば近代以降では青年期の遍歴小説あるいは教養書物として読めるわけです。ところが実際に読んでみますとまるで違っていて、冒頭で「私達の人生行路の半ば頃」という書き出しになっていまして、この「私達の人生行路の半ば頃」というのは青年期というものでなくて三五歳の遍歴を語り始めるという、そういう文章だったというのに出くわしたわけです。つまり、ヒポクラテスの「七区分」でいいますと二八〇三五歳の若者期と三五〇四九歳の成人期―大人期といいますが、これをひっくるめてヴァンサン・ド・ボーヴェは *juvencus* 若者期（ヤングマン）というふうにおいでいますが、この三五という人生段階の一つの区切りを渡るといいます。三五という人生段階の区切り、言わばライフ・クライシス (*life crisis*) を渡ってゆくという物語がダンテの『神曲』の主題だった、と私は思ったわけです。この発想法は、結婚した親世代―二八歳以降というのがイギリスの現実になっていましたけれども―その年齢層に関して、一七世紀にはいまだ陸続きであったように私には思えます。

つまり、基本的に三〇代とか四〇代とかというのが、いわば、まだ流動的なのか、未熟な、*the crisis* を渡る存在というふうな位置づけられていたと思うわけです。その意味ではホップズは古代から中世と、むしろ人間のライフ・サイクル観としては陸続きであって、それと近代市民社会論を理論として完結させねばならないという強迫観念との狭間の中で子ども―同意主体論を出せ

たというのが私なりの結論です。

それが、それ以降おそらくライフ・サイクルとしては、「七区分」でいえば老人の部分が完全に没落して行くと私は思うわけです。老人が没落してゆけば「大人」は頑張らなくてははいけません。市民として、しかも完成された市民として頑張らなくてははいけません。フランス革命というのは、かなり暴言を吐くようですが、〈若者〉の革命だった、〈若者〉が主導権を取る革命だったと思うわけです。しかしその結果ここで、市民というのは、いわばリーダー・シップを握れる人々であって、未熟な人々ではもうないというふうになって行く、その一つの画期が形成されるだろうと……。そこで、老人の没落と市民定型が前面に押し出されることによって、そうでなければならぬ強迫観念の中で大人がむしろ苦しめられることになるのではないか。だから同意論を欠いた教育義務論というのは、一方で子どもを囲いこんで子どもの悲劇を産みだしますけれども、他方で、それまでであった〈若者〉としての大人というイメージを完全に解体させることによって、大人いじめ、そちらの方向にも働いた。だから、「山脇先生のお話にあった企業型人間―働き蜂主義等とつながりがあるのでしょうか」という質問に関しては、そういう定型化された市民のイメージの中でおそらくつながってゆくだろうと私は思っています。

もう一つ黒木さんから出された質問に関しては、近代になって出て来たヒューマニズム・ユマニスム・アミニスムは確かに人間への関心なのですが、しかしその「人間」の中に子どもが当然

入るというふうになっていなかったのではないか。だから、ヒューマニズムで説明するというふうにはいかないのではないかと考えています。

大竹さんの質問に対しては私はやはり、もう一度大人が〈若者〉であると位置づけ、その上で〈若者〉の遍歴が保証されるということ、それから〈若者〉のネットワークが若者同士の間で必要だということ——その場合の〈若者〉とってはいまの三〇代四〇代の親世代を当然想定していますが——、を強調したいと思います。子どもの自立的成長を助けねばならないというのもこれまた強迫観念であって、まず親が〈若者〉として位置づけ直されること、これが「育児ノイローゼ」から親を解放し、かつ子どもの権利と成長の結果として守り育てることになると思うわけです。山住 同意主体としての子どもと、今度の権利条約に於ける子どもとの違いはあるかどうかというのがありましたので、それだけ答えて下さい。

寺崎 質問はこうです。「三四〇年前にホップズが子どもの同意を提示した」と今回の子どもの権利条約を同じ議論の再提示だと本当に考えて良いか。母権を否定するための同意だとしたら、もう少し説明いただけたらと思います」というのが質問です。これも署名がありませんので……。

まず同意主体だと設定すること自体が、少なくともある種の市民権の主体だと考えることとホップズ以降の展開の中ではつながってしまうということは、言えることだと思います。しかし、に

もかわらず、ロック以降子どもの同意という把握を切り捨てたという問題は何度も言ったことです。だから、例えば今回、国連子どもの権利条約で出ているような子どもの市民的自由権といったような条項は、まったく触れられないままに終わってきたんだというのが私の理解です。したがって、国連子どもの権利条約はいわば三四〇年前に戻ってそこから議論を始めましょうという、そういう提起だと私は受け止めています。その際に母権を否定するためにホップズが子どもの同意論を出したということに関しては、確かにそうなのですが、母権にこだわる必要があるかどうかという吟味が、まずは必要だと思います。原さんがヘヤー・インディアンの例で出されましたけれども、ホップズ自身もこう言っているのです。「生まれた子どもは、この母だと直ぐわかるけれども、父親は母親があなたが父親よと言わない限りわからない。そこからしか議論は始まらない」、そういうふうに言うわけです。ヘヤー・インディアンの世界を前提にしてヨーロッパの一家一婦制で、しかも、かつ父権制を弁証するというのは、ものすごいアクロバットでしかあり得ませんが、それをただか三〜四ページ位の章でやるうとするわけですから、これは大変なものだったと思います。もう一度丁寧に復元して検討する必要があるのではないかと、その中で私達は何を選ぶかという議論が、戻ることによって出来るのだというのが私が今日報告しました趣旨です。ただ、市民社会論はこのホップズにみられるように母権制論を折り込んでとにもかくにも組み立てられたわけですから、母権を言

い立てること自体がすなわち近代を超えたものと安易に考えるわけにはいかない、と思います。そのことも含めて、戻って丁寧に検討しようということです。

山住 先ほどの順番どおりと言ったのですけれど、原さんが今ここで話した方が話し易いのならやってもらえますか？

原 私に対してのコメントに対してですか？

山住 それも含めて、寺崎さんが言ったこととつなげる形で。

原 私に対していただいている質問の中に、「ヘヤー・インディアンだと女性によって指名された男性がヨヨを言う場合はないのか？そうした場合、母は親の意志で強行することはないのか？」というのがありますけれど、これについては男女双方がさぐり合いをするわけです。ヘヤー・インディアンの世界では、AさんとBさんが向いあってああだこうだと言ひ合うことはしません。いわゆる根回しの達人でして、相手がヨヨを言いそうだったら、相手がヨヨを言う前にこちらが別の人を父親として指名することにすることがあります。もう一つは父親になるとか母親になるとかということが、近代西洋社会や近代日本というような重たいことではないのでして、私が産んだ子が何をしようと、何かしでかして世間様に迷惑をかけたとしても、誰もあの親の顔が見たいとか言わないわけで、いわゆる親の義務が余りありません。ともかく産んで、私が生んだ子に、私が捕った獲物を分けて上げようと思えば分けて上げるのだけれど、これはなにも子どもだけにあげるのではなく、私が獲物を捕ったら周りの人に直ぐわかってしま

う。とにかく分かち合いで成り立つのが狩猟採集社会で、どの狩猟採集社会でもそうですが分かち合いによって成り立つ。だから富の蓄積というのがなくて、常に誰か捕って来たら周りにいる人達に分けて行くと。だから今度私が狩猟で何も捕れない時は、また誰かの獲物を食べる。みんなの獲物が少ない時は飢えを凌いで三日位は何も食べないで寝て暮らす。やり過ぎすわけで、これを一所懸命働きましょうという企業社会、働けば働く程ボーナスも多くなるだろうという、そういうような、さもしい考えを持たない社会ですし、「親をする」という意識が余りないから、父親と指名を受けても、さほど困らないようです。

それから大事なことはその父親なり母親なりが生きているかどうかが大問題ではないのです。その人が私の親であるということが重要なのです。

もう一方の「遺体を埋葬してくれた人との関係の所が家族的つながりに近いというのがわからなかった」という質問、これは先ほどのような短い時間ではわかっていただけなのですから、レジメの第6表・第6図・第7図「編集部注1」をご覧くださいまして、後でパズルのようにお考えいただきたいと思っています。

時間がないので説明出来ないのですけれど、結局生きて私達が意識している世界での、日本で考える家族的つながり、ないしは愛情のつながりという視点から見ると、ぜんぜんヘヤー・インディアンの世界が見えなくなることではないかと思うのです。6図の同心円にある、狭義のサゴティネ（ミウチ）、広義のサ

ゴティネ（「シンルイ」）、「友人」、「他人」、「うさん臭い奴」、そして「セツツエオン」というのがありますが、このセツツエオンというのが死者を埋めて下さった方です。死者にとっては「他人」が埋めて下さるのですが、一旦私の遺体を埋めて下さると、私の「ミウチ」にとっては、その方たちがセツツエオンになるわけです。そしてアボイダンス・リレーションシップ（忌避関係）に入るということになるわけです。ですから、ある意味での負の関係が出来る。つまり会ってはいけない人間というのが出来ることによって、このように三五〇人ですと、血液検査でもすれば、皆だいたいつながっていると考えられますが、それでも、かなりこの人達は移動しますので、周りのいろいろな諸部族との混血もありまして、ジーン（Gene）・プール、遺伝子のプールという発想からゆけば、かなり、活性化されています。遺伝子というものから見ると殆どが親戚なのですけれども、ヘヤー社会にはあえて「他人」を再生産するメカニズムが親族の名称体系の中に内包されているのです。これも今日は説明する時間がありませんが、現代日本のように一億とか、縄文時代でも何千人、何万人とかいう単位で生きている所では「他人様が居る」という有り難味をあまり痛感しないで済むものではないでしょうか。ですけれど、三五〇人位のこういう世界で、空間的、時間的には隔離されていますが、それでも皆知り合っていて移動して、しょっちゅう出合いはあるという状況で、関係として遠い「他人」が再生産されているという現象は、大変に大事なことなんだと私はフィールド・ワーク

しながら感じました。「他人」が居る、見知らぬ人、通りすがりの人が居るといふ有り難味というのは渋谷駅で歩いていてはなかなか感じませんでした。が、ヘヤー・インディアンと暮らして後はしみじみ感じるようになりました。

人が育ってゆく時に、いつもいつも密着して、その子に視線を注ぐ人ばかりに取り囲まれて育つ子ども達がどんなに迷惑か、そういう意味でノイスさんのコメント、つまり隔離された空間、時間のある世界というのは大切だ。今の日本の子どもは、これが仲間ない。登校拒否等、子どもの問題という時に、では子どものことは家族で考えよう、ないしは学校と家庭で子どものことを考えて、解決の糸口を探そうという発想に、今、私は大反対をしています。

今の日本では都市計画とか、農村山間地においても道路の計画等きちんとやり直して欲しいとか、お金をそういうところに使って欲しい。老人問題にお金がかかるとしても、そして子どもの人数が減ったからといっても、子どもにかける予算をもう少し考え直して欲しいと思います。建設省とかでも子どものための予算を考えて道路をつくって欲しいと思います。自転車に乗ったり歩いたりすることがしにくい世の中になって来ています。東京の子どもの方が足腰が強くて、スクールバスが完備してモータリゼーションが進んでいる地域の子どもたちは足がヘンヤヘンヤなのですから……。この種のことは、やはり、建設省の問題だと思っています。この「子育てと子どもの世界」に関して言えば、建設省、経済

企画庁、通産省などのもっと真剣な取り組みを促し、子どもは厚生省と文部省の問題だと考えないようにする世論を起こすには、どうすれば良いのだろうか。そういうところでは、きっと山脇さんのご関心と重なることかと思えます。

さて、母権にこだわらないでよいのか、私は、そういう意味で寺崎さんがおっしゃっている今日のお話を大変面白いと思います。一七世紀あたりのジャン・バルベルバックという、人の話をねじ曲げる天才という方の発想も大変面白いと思ったのですが、ここで、やはり、この時代に戻って、近代とか、古人とか、先ほどのヒューマニズムとか、そういうことを考え直すということは大変大切だと思っています。特に産むことを選択というのは男性がするものなのか、女性がするものなのか、ないしは両性の合意によって行い、両性の決断と責任によって育てるものなのか、ないしは当事者、つまり精子と卵子を提供した者が育てるという責任を持たなくてはいけないのか、今はそういうことを含めて考え直す時期かなと思っています。

ところで、ヘヤー・インディアンに関して「産みの親、ないしは生母と父とされる人との愛と子どもとの間の愛情関係はどうなのですか?」とありますが、「生んだ」子どもと他の子どもとは少し違った情念をそれでも持つようです。しかし、大事なことは、私が見ました一九六〇年頃のヘヤー・インディアンの世界では、どの子ども達も「皆が僕を見守ってくれている」という認識の元に育っている、皆が「私を見守ってくれている」というふうな意

識の元に育っているのです。親だけが私をかわいいと思っていて、他のおじさんやおばさんは私のことをどうでもよいと思っているとはぜんぜん認識していない。ですから子どもがあちこち転々とキャンプを移動して一緒に暮らす相手の大人や周りの子ども達が変わりましても、常に大人達、ないしは、その周りの子ども達が一一人の一手手・一投足に注目していて、しかも干渉はしません。ああしろ、こうしろとは言わなければ常に心から注目して、なにか違うことをすると「エッ、昨日君はあんなことをしていたのに、今日はこういうことをしていたね。おもしろいね」というコメントを発するわけです。それは本当に子どもにとっては生きる楽しみというか、喜びを与えてくれるもので、保育の原点ともいえるのではないでしょう。日本の保育者で、本当に上手で良い保育者と言われる方は、たいていそういうことをやっているわけで、なにもヘヤー・インディアンから学ぶことはないのですが……。

この種のこと、どこへ行っても自分が見守られている、けれども締め付けられていないということが、子育てでなく、子育ての非常に大切なところだと思っています。

山住 では、次、山脇さんへの質問が出ていますし、今の企業社会の話も出ましたのでお願いします。先ほどのお話のレジメの最後の方が説明不十分だったので、その追加もあると思います。山脇 質問が四つでいるのですが、全くわからない問題もあります。

一つは単身赴任の問題で、「女性の単身赴任も増えてきているという状況の中で、子どもがどのような状態におかれているのかという、大人に対するデータ以外に子どもの側からのデータがあるのか？」ということですが、これは、私自身、データを持ち合わせておりませんので残念ながらお答えできません。

それから離婚の問題で、窪田さんから、「無自覚な若年結婚といいますが比較的若くして結婚してすぐに無責任に離婚をしているのか？」という、そういう離婚が増えていっているのではないかと。それに対して裁判所なり、なんらかの形で国家的制度なり、社会的制度も含めてだと思いますが、そういった離婚を抑制するような方策みたいなものについて意見を聞かせて欲しい」というのがあります。これについては、なかなか難しいのですが、少なくとも、今は協議離婚の制度ですから、二人が合意し、子の親権者を決めて離婚できることになっています。とりわけ離婚後、子どものサービスの面からと経済的な面からの生活保障を、私的なレベルと公的なレベルでどう保証してゆかという問題があるのですが、親は子どもに対して私的レベルでの責任を負うというふうに考えます。その点では、先ほどの養育費に関わるような問題がでてくるわけで、私の関心もそういうところでお話したのですが、この質問では離婚の抑制、もう少し慎重に考える場をどう確保したらいいのか、方法はないのかということであると思います。

それで、方法は二つあります。家庭裁判所等の公的機関を経由するというのが一つ。これに関しては、日本人には、離婚とい

うのはプライバシーにかかわることであり、国家機関を通さないといけないことに対する抵抗が相当強いようです。そうすると、それがもし駄目だという場合は、後は民間の相談機関を整備するということが有力かと思えます。ただ、それについても義務的ではあり得ないということになると、そういう相談機関を作って、それを啓蒙、宣伝して自発的に利用してもらおうという、そういう形が一つの有力な方法ではなからうかという気がしています。今の程度のところしか考えていません。個人的には、できれば家庭裁判所を利用するという方法がいいのではないかと思っています。ただ、離婚をする時の条件を本人の意思確認と、子どもの後の生活保障を確保するというのが家庭裁判所の役割ですから、安易な離婚を抑制する役割を果たせるといふことまで、必ずしも考えていなかったものだから、そのあたりのところはそこまで含めてということにしてよいのかどうか、それが二つめです。

それから大竹先生の方からは「児童虐待の場合に最終的に児童福祉施設に入所するという方法があるということですが、その実態と実効性はどうか？」という質問と理解するのですが、これは児童虐待をした事実、例えば学校の先生とか、医者とか、保母とか、あるいは近所の方とか通報が相談所にゆくと、あるいは子ども自身が電話をかけてという場合もあるかもしれませんが、通常一時保護所という所で一時保護します。それは、その親の同意は必要ないという、そのあたりのところも法的に議論のあるところですが、必要ないということになっています。一時保護

所には二週間から二〇日位の期間の入所だったと記憶しています
が……、その後引き続き施設に入所させる場合は、児童福祉法二
七条四項にいうように必ず親権者または後見人の同意がいる。こ
れは親権者であるということで、子どもを虐待する親は、普通、
同意しないのではないかと思います。しかし、親の同意を得る
ということになっていきます。入所をどうしても親が同意しない場
合（そこところは児童相談所の職員の方が努力されていると思
います）は、二八条に親の同意に代わる家庭裁判所の承認の審
判を得るということになっていきます。承認の審判は増加の傾向に
ありますが、まだまだ少なく平成二年の司法統計年報によれば、
受理総数が四四件で、認容されたのは一九件ということになって
います。

そういう形で手続的には行われるのですが、実態はどうなの
かというところですけれども、一九八九年の六月に発表されまし
た全国児童相談所長会の調査で、年間推定二一〇〇件の児童虐待
のケースがあるとお話をしましたけれども、その時に、つまり半
年で一〇三九人のケースがあったということなのですが、その中
で児童相談所の説得、指導で親などが虐待しないということでは
正されたというのが一五・三％で、それが是正されないで施設入
所あるいは里親委託された子どもが六二九人で六〇％強になって
います。それで、とりあえずは、そういう形にしたのですけれど
もその後状況が改善されて、家庭に帰った子どもが二二人で三％
ということになっていまして、あとは父母の行方不明が二九人と

いう状況です。実態がどうかという意味では、その時の調査の結
果は、今言ったような実態であるということですが。

実効性はあるかということですが、実効性というのをどうい
うに理解して良いのか、少なくとも引き続き虐待するおそれの
ある親のもとに返すというわけにいかないので……。ただ、親は
親権がありますから、一つの行政処分として、なんとか親をなだ
めすかして入所させて、親がまた子どもを返してくれと言って来
るというのを、施設長等がたぶん苦勞してなだめすかして、なん
とか子どもを返さないように頑張っているという現実があるの
ではないかと思っています。

そういう意味で法的整備を親権の一時停止なり、部分的停止な
りをするという形で、親権者の失格というところまでもってゆか
ないで、部分的に停止するという、そういう工夫をしたらどうか
といったことが提案されているのですが、これについても親権喪
失という規定が民法八三四条にあって、それとどう違うのか、ほ
んどど違わないではないかという議論があります。以上が大竹先
生に対する答えにさせていただきます。

それから最後ですけれども、「子どもの権利条約の二七条、子
どもの生活水準というのは、具体的にどのような水準が考えられ
ているのか」ということですが、それは憲法二五条でいうところ
の健康で文化的な最低限度の生活というところに一致するのだろ
うと思うのですけれども、規定に於いても締約国はすべての子ど
もに対し、その身体的、心理的、精神的、道徳的および社会的発

達のための十分な生活水準への権利を認めるということになっていて、質問では「最低限度の基準というものを設定して、具体的な施策をしてゆくという方向があるのですか？」という質問でもあります。これに関しては、努力はしていきまして、例えば日弁連女性の権利に関する委員会でも養育費の最低基準を作り、その履行を確保せよということとで、一九八九年に提言をしていますし、学者の間でも提言していますが、今のところ、それが積極的に取り入れられているという訳でなくて、例えば生活保護基準とか、標準生活費を参考にするとか、いろいろな材料を使って、養育費などを決めているということです。

この生活水準というのは、寺崎さんも言われたと思いますが、たんに経済的な水準というよりも自己保障水準すなわちもっと精神的、身体的と言いますが、グローバルな水準でとらえるという非常に興味深い指摘もありましたので、その辺も含めて今後考えてゆきたいと思っています。

山住 中江さんですが、先ほど、原さんがおしまいの方でヘヤー・インディアンの子どものことで「皆が私を見守ってくれている」ということを言われたのですが、先ほど報告された中で、村で育った子どもたちは、やはりそういう気持ちをもっていたのではないかと思うのですが、その後、堀江さんが語られたように二〇世紀に入る頃から世襲ではなくて学力が基準となっていた。

それによって現在の受験地獄につながるような子どもの世界になつてしまったということを言われたのですが、会場から質問が出

ていますので、そういうことを頭に置きながら、中江さん、お願いします。

中江 質問は二つ来ています。一つは「幼児虐待の原因の一つに親に愛されないで育ったことが考えられるのですが、子どもの権利を守るためにも、この継続を断ち切る方法があるのでしょうか？」という質問、法律的ないろいろな問題などでは山脇さんの方の問題にむしろなるのではないかと思うのですが、先ほどの私の話の中から少しお話しするということであれば、実際、今、解決方法になるということではなくて、かつての社会で先ほどお話ししましたように大変多くの仮親をもつということがあったわけです。その仮親の中で里親というのが一つありましたけれど、仮親は一般的には形式上の、勿論、たくさんの方の見守る大人達にはなるわけなのですけれども、実際に子どもを育てる親ではありません。ところが、里親というのは実際に子どもを育てる親で、それはわりあいよく行われていました。実の母親が母乳が出なかった場合とか、そうでなくとも町ですと子どもが丈夫に育たないからといって、近郊の農家に里親に出すというようなことが江戸時代の末期頃とか、明治中期頃までかなりあったようです。実際、里親の元で育った体験を書いた荒畑寒村という社会主義運動で有名な人がいますが、寒村の自伝の中に自分は里親の元で育ったという記述があります。

彼は明治二〇年生まれですけど、物心ついた頃には横浜の田舎の農家で育っていた。毎日野山を駆け巡り、とても楽しい生活

をしていたのですが、月に一度か二度、横浜の町に親が荷車に野菜と自分を乗せて横浜の家に連れて行って、そこでは、いろいろ御馳走してくれたりして、その夫婦がひざに抱こうとするのだけれど自分は嫌だから、田舎の親にくっついて逃げるのですけれど、横浜の、その夫婦は盛んにお金をみせびらかして釣ろうとしたりします。そんな生活をしていたのですけれども、五歳になった時に、田舎の家に妹が産まれて、それから毎月一回か二回行っていた横浜の家の方でも返して欲しいと言われて、初めて自分が里子として育っていたことが分かる訳です。非常に里親から離れるのが身を切られるように辛く、また、里親の方も寒村を離すのが身を切られるように辛いといって泣くのだけれど、どうすることも出来ず、結局、親子共々泣き別れたということです。何十年経っても里の母が忘れられなくて、実の親の元で大切にはされているのですけれど、とにかく帰らなかったと書いています。こういうものを読みますと実の子に対してでなくとも、非常に深い愛情をもつことが出来るということがわかります。

今から百年位前なのですが、今の親だとそういうふうには、里親になった田舎の母というのは結局自分の子を産んで、直ぐに自分の子を亡くしてしまつて母乳が余つていて、そして当然ながら母乳が余つていて辛いと、子どもを亡くして辛いと里子を預かった訳ですけれども、そういうことはあつても、それだけの愛情をもつことが出来ないとか、百年の差ですけれども、日本の親たちの感覚が、やはり昔と違うのではないかと思うわけです。そう

すると、昔はごく一部の篤志家でなくても愛情深く育てることがおそろく出来たのだらう。それが、どうしてそういうふうに違つて来るのか、私もよくわからないのですが、社会全体の変化とともに、親として子どもにもつ感覚というようなもの、おそらく變つて来たのだと思います。

この質問の「愛されないで育つた……」、これに関しては、今の社会の中で解決を見いだすとしたら、やはり法的な面で施設、勿論今も里親の制度はあるのでしようけれども、いろいろな法的な面での解決の仕方しかないのではないかと思います。

もう一つの質問は「子どもは周囲の人の支えがあつて成長するものだけれど、しかし現代は核家族化とかで近隣との付き合いも少なくなつており、孤立化された家族、親子が多いのではないかと思います。また、里帰りのお産が多いと聞きますが、実家で支えのある内はよくても自宅に帰宅した後の支えはないように思います。このような中で、現代育児への支援をどのようにお考えか？」という質問です。

これも、やはり自分で育てたこともありまして、やはり昔の日本の社会で、たくさんの人達に支えられて育つ子ども達の育ち方は大変幸せなことなのですが、逆に親の立場からすれば、親のプライベートな生活といえますが、近代的な個人個人の生活があまりない社会の中で、お互いにプライベートな部分をまたない付き合い合ひというか（村全体でそうなのですけれども）、そういう付き合いを強制されるというか、それを前提にした村の生活というもの

があるわけです。勿論親が子育てに於いて孤立化するとか、支えがないとか、そういう状況にはならないのだけれども、子どもを育てるのにも育て方、育て方でも男女の差があるし、躾等も、何が大事かといったら人並みであることです。人に後ろ指を指されないこと、そして男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくという価値観です。

そういう中で、現代の母親はいろいろ考え方は違うのですけれど、現代の母親達でも子ども達を本当に皆で支えようというとか、近所付き合いの中でべったり支え合って育てようと思うと、かなり母親としての大変さが出て来る面があると思います。勿論それを出来る、楽しめる母親、親子で丸ごと近所の親子とべったりお付き合いをして子どもを育てている母親もたくさんいるのですけれど、そうでない母親もいるわけで、今の社会でしたら、やはり、どういふふうな考えの人であってもそれぞれにそういう場が持てるということが必要なのではないかと思っています。

それから私は結婚して、ずっと社宅暮らしで子ども三人を育てて来ましたので、そういう意味での子育てに於ける孤立ということとはあまりないのですけれど、逆の、いろいろな問題が経験としてありまして、今そういうふうな近所の中でたくさんの人達……というか、近所付き合いの中で、そういうふうな育てて行く以外にも各自自治体などで、割合たくさん育児の支援というような形で、いろいろ育児グループ作りなどしています。私も時々そういうグループ、指導者の会などに呼ばれたり話しに行くということがあ

るのですが、結構あちらこちらで、そういうグループ作りをしたり、あるいはグループ作りの手助けみたいな、結果的に自治体でやるいろいろな女性セミナーや保育付きのセミナーからグループが出来ていったりというようなことがあるようです。やはり、そういう形での支援はどんな必要ではないかと思っています。

やはり今の社会でしたら、こういうふうにあるべきというふうな育児の形ではなくて、いろいろな形の支え合いがあるのだという選択、そういうものが自由にできるように……、そうでないと、この母親にとってはすごく良いのだけれど、この母親にとっては、こういうふうな集団の作り方は合わないということがあると思います。やはり多様性を認めていきながら作って行くことが大切ではないかと思っています。

山住 質問に答えていただきました。これでよろしいですか？

質問に答えるだけでなく、更に追加の意見も発言されました。会場の方には質問を書いて下さったということにより、このシンポジウムに参加されたということになりますが、やはり直接発言してもらう方がよいと思います。会場にもマイクがありますので、発言していただきたいと思っています。はっきり意見として書いて下さっている方がありますので、まずその方から発言していただきます。

吉田(勉)さんは「今日のシンポジウムは『子育て』と子どもの世界」という主題の下に「親子関係を問い直す」と副題がついているのですが、このテーマ設定自体について意見を言いたい」

と書いて来られました。「近世の末期の村落では、子どもの自主的な自立した活動があった。また子ども、親、大人、村、地域社会の緊張関係があった。近現代は、そこが大きく変わって来た」ということで、密室化する親子関係という、そこで「親子関係を問い直す」という副テーマ自体について意見を言いたいと言っておられますので、まず吉田さんから。

ほかの方も発言の準備をしておいて下さい。あと三〇分程ですから、できるだけ有効に使いたいと思います。

吉田勉 吉田と申します。今ご紹介いただいたように今日の副題であります「親子関係を問い直す」というテーマの設定の仕方自体といえますか、設定の行き先みたいなことについてコメントさせていただきます。実は、私は昨日の比較家族史学会の総会の後の研究会で、近世後期から末期の子ど組と寺子屋という二つのテーマをめぐって報告致しました。その報告の内容を、親と子、あるいは大人と子どもという関係にひき直してみ、今日のテーマ設定に及びたいと思います。

昨日の報告では近世期からひき続いていたと思われる昭和初期の子ど組、子ども連中が、例えば地域の庚申信仰とか六地藏の信仰とかに関わって、まったく大人を介在させずに、子ども達だけで家々を廻って金を集めて、お供えをしたり、燈籠を飾ったり……、そういう年中行事をまったく子ども達だけで自立的に展開したり、あるいは魚取りとか、貝掘りのやり方とか、そういう技術を子ども達だけで伝承するみたいなことを行なっていたことを

紹介しました。ここで注目したいのは、近世から昭和初期の在地社会には、大人が直接介在しない子ども集団の自立した活動があったことです。

子ども組というのは、近世以来の（もつと遡るかも知れませんが）村落社会の伝統的な年齢集団の一つで、基本的に村の子ども達の全員参加型の集団です。そういう子ども達が自立的に活動し、かつ全員参加を基本とした子ども達の世界に、近世後半になると、寺子屋の世界が本格的に参入してきます。たとえば近世末期の大宮をモデルにすると、男子の寺子屋就学率はおおむね五割程度と思われまゝ。つまり寺子屋には就学する子どもと就学しない子どもがいます。寺子屋に通うかどうかということ一つをとっても、親の意志や親の階層性が介在して来るわけです。介在してくる大人は親ばかりではなく、寺子屋のお師匠さんが子ども達の世界に本格的に介在してきます。子ども達の世界に、子ども組という村落共同体的な年齢集団の世界と、寺子屋という親の意志、家族の意志が介在してくる世界が併存し、競合していくような事態が生まれてきます。昨日の報告では、子ども達だけで育ちあうみたいない共同体的な産育慣行の世界と、自分の子どもに学力をつけさせたいと願う親の意向、家の意向がつよく反映する寺子屋的な世界、こういう二つの世界の接点、結節点になるようなポジションに、とりわけ近世末期に輩出する農民出身の寺子屋師匠たち、いわば村の教育者がいたという点を強調しました。子どもたちは、村の教育者＝農民出身の寺子屋師匠たちを結節点として、パイプ役と

して、子ども組に象徴される村落共同体とも、親の家の意向がよく反映される寺子屋的な世界Ⅱ「学力」的世界ともつながっていたのです。

それは子どもだけの世界だけでなく、村の子ども達は一五歳過ぎれば若者組に所属し、戸主になれば戸主組織である氏子集団に所属して、主婦であれば（地域によって呼び方はいろいろですが）女中（おんなちゅう）、女講中、女人講中に所属し、というように村落共同体にはさまざまな年齢集団があって、こういう集団が家と家をつなぐ媒体になって個々の村人と家と村をつなぐパイプの役目を果たしていたと思われまゝ。村の子どもや大人はそれぞれの家に所属したり、年齢集団に所属したり、村に所属したりしながら、さまざまな社会集団の中で緊張をもって生きていた、いくつものパイプをもって生きていた、そういう時代だったと思います。

それが明治になって日本の近代化が進んでいきます。子ども達の世界には、学校教育の占めるウェイトがどんどん大きくなっていきました。こうした近代化の過程は、ある意味では個人が共同体のしがらみから解放される過程でもあったわけですが、反面では地域社会においてもっていたさまざまなパイプを失っていく過程でもあったのではないかというふうにも思うのです。地域社会から切れてどこへ行くかという、とても密室化した家族へ、密室化した親子関係へと閉じこめられていったのではないかと思います。

で、たとえば現代において、近世村落社会における子ども組、子ども連中にあたるものは何かというと、地域の子ども会とか、スポーツ少年団が思いあたります。今の子どもも会というのは地域によって若干違うと思いますが、どこでも大人の育成会というように、大人の指導者が介在するか、学校がつまり教員が直接に介在するような集団と思われまゝ。まして、スポーツ少年団にいたっては大人の指導者が厳然として、サッカーなら上手下手で一軍、二軍、三軍にグループ化されたりというふうに、かなり企業社会に近いような機能集団になっています。子どもの自立的な活動、大人を介在させない活動どころか、親や大人の意志というか、価値意識が露骨に反映する世界になっています。子どもをめぐるところした事態は、地域社会をめぐるさまざまなパイプが切れてしまつて、地域社会やいろいろな社会性から家族が孤立し、親子関係がどんどん密室化していくために、子どもの世界に親や大人の価値意識がむきだしになってしまつたに起こっていると思われまゝ。

とすれば、本日のサブテーマである「親子関係を問い直す」という時、問われているのは単に親子関係でも、子どもの問題でもなく、むしろ大人の価値意識や、社会における関係の結びかたの問題ではないかと思ひます。家と企業社会のあいだを往復し、政治といえばただか国政選挙や地方選挙を通して関わるようなライフスタイルの繰返し、とそれをささえている価値意識、たぶんに企業社会が要請する価値基準を受け入れ、大事にする価値意

識、そんな中で、私たち自信の存在がやはり密室化しているというか、開放されないものになってきているのだと思います。ですから、「親子関係を問い直す」ということ自体の行き先みたいな問題で言えば、長期的なスパンで考えれば、親子関係を問い直す果てで、親子関係を密室的な家族の状況から解き放していく、地域や、社会や、またグローバルに国際的なものへ向けて、もっと

解き放っていくという視点が必要ではないか。ただ地域へ解き放っていくというとき、解き放っていくべき地域が今いったいあるのだろうか、地域社会そのものをもう一度作り直していかなければならないだろうか……、いろいろな問題はあると思いますが、ともあれ親子関係を問い直すということが密室的な状況を解き放すことにつながっていくという視点が、とても必要ではないかということだけ申し上げてコメントを終わらせていただきます。

山住 どうもありがとうございます。他の方からも発言いただきましたのですが、その前に原さんの方から吉田さんに質問があるようです。

原 今吉田さんがおっしゃった子ども連中の独自の行事があつて、子ども達が全部資金も集めたり準備もするという六地藏様とか庚申様というのが大宮のある隣組であつたということ、昨日の報告でもあつたし先ほどもお触れになったのですが、これが第二次世界大戦後まもなくまであつたと。けれども学校のクレームで廃止になったといわれましたが、そのいきさつはどういうことか、ここに私は大変関心がありまして、先ほどノイス・金子さんがおつ

しゃつたように、学校がいろいろの意味で子どもたちの生活及び親子生活に介入してくるという日本の現状との関連で、少し具体的に伺いたいなと思つたのです。

吉田 今のことは、私が聞いた限りでは昭和二三、四年、戦後まもなくという言い方だったので、年時は特定出来ませんが二〇年代前半だと思ひます。活動の形態が要するに子ども達だけで各家を廻ってお金を集めて、必要な資金をだして、残ったりするとまた、子ども達で平等に分けあつたりしていました。そういうお金を子ども達が集めて、勝手に使つて、残つたお金を分けてしまふ、そういう利己的な活動の面もあるということについて、戦後民主主義の教師の方から、子ども達だけで勝手にお金を集めて使つたり分けたりするのはいさしくないというようなクレームが付いて止めることになつたと一応聞いています。

山住 それは大宮で聞かれたのですか？ 全国的にみたらどうでしょうか。

今言われた一九四七、八年という、戦後の教育改革の時期というのは、先生たちもほとんど初めてと言つていいくらい、地域に出て行つて地域の人たちと話し合つたりなどして、その地域の問題を探しながら教育改革を作つていった時期です。ですからその後の学校がいろいろ介入して来るというのとはぜんぜん正反對の時期だと私は思つています。しかし、お金を子どもが集めることにはクレームを付けたのかなと思うのですけれど……。むしろ今言われた時期というのは、逆に学校が地域に積極的に出ていったと

いう時期で、親子関係を問い直す中でも密室から解放することについて、まさに解放す可能性が相当地域にあったと思います。

しかし、そのことだけ今論じているわけにいきませんので、もう少し何かありましたら……。

吉田 今の話は二四、五年の時にその行事を止めてしまったというきっかけについて聞いたところでは、そういうことなのです。その後、それを語って下さった大正七、八年生まれの今七十何歳の方から聞いたことですが、この方その後大変子ども会の活動を一生懸命やっていらっしゃる方で、最近でもそういう行事を再興したいという思いがある。

で、そういう行事を再興したいと提案する時に、時に地域からクレームが付くのはどういうことかという、要するに庚申様にしても、お地藏さん、たぶん念仏信仰がらみだと思うのですけれども、そういう活動は、言えば民俗行事だけれども、宗教行事だといえは宗教行事なわけです。同じ片柳という地域のことですけれども、戦前までは天神講の日には片柳尋常高等小学校では地域の天神様にお参りに行きました。もちろん学校としてそんなことは、戦後になるとなくなってしまう。先ほどのことはお金のクレームですけれども、そういうことと年中行事的なものは、なにがしか宗教的な色彩があるということで、かなり非難されたという面もあるのではないかというふうに思います。

山住 それははっきりあります。学校で神社に参拝に行ったり、また氏神様の祭りの日を休みにするとかそういうことは戦後止め

になりましたからそれははっきりしています。

他にどなたか意見を言いたい方、あるいは更に質問でも結構ですけれど……。これだけおられるので、意見をおもちの方もあると思います。せっかくの公開シンポジウムの会ですからぜひ発言して下さい。こういう会はたいいてい時間があと五分と言いつとサツと手が挙がるのですが、まだ二十数分というとなかなか手が挙がらない……。何かありますか？ はい、どうぞ。

堀江 素朴な質問です。先ほど孤立する母親の問題というのが出て来ました。それについてまだ考えたことがないので、本当に素人として考えてみたのですが、見方として二つの見方が出来ると思います。一つはなんで母親が孤立するかというと、困るかという、今お話に出て来ました地縁組織がなくなってしまう。もう一つは子育てモデルがなくなってしまったこと。こうした文化的問題が基本にあるなと思います。

これは日本の近代が始まった明治維新、明治三十年代以降明治四十年代頃明治も末になってからですけれど、女性向けの婦人雑誌などを見ますとたくさん出て来ますが、その記事を見ますと殆ど子育て、子の栄養とか育て方、頭の良い子に育てるには……はつきりそういうふうになっている記事まであるくらい、子どもの教育が、教育に関するものとか、育児に関する記事が多いのです。

それはなぜかという江戸時代までやってきた昔ふうの育て方はいけなのだと全面的に否定してしまったわけです。つい

言うとか戦後ちょうど今のお話に出て来た時期あたりだと思うのですが、ないしはもう少し後、高度成長期まで引つ張って行ったほうがいいかもしれませんが……、そのあたりでまたもう一回、昔ふうの子育てはいけないのだと二度くらい全面否定された。我が国の文化というのは、これまで一二〇年くらいの間に二度くらい前を総てなかったことにして進んで来ていますので、その辺のつげがきているということは間違いないと思います。

で、これは素朴な質問なのですが、私の所にも子どもがおりましてやはり最初の子の時など母親である妻が、結構テンションが高くなったりします。ですけれど家の近所にある小さな児童公園に行くわけです。子どもを連れて、日に干しに。そうすると、そういう所には同じような近所のお母さん達が集まって、そのうちと同じような年頃の子どもがおりますと親同士もなんとなく話し易くなる。男親の場合はぜんぜん駄目で浮くのですけれども、母親同士でしたらなんとなく始まったようです。それで世間話しかないのだけれど、お互いあんな苦労している、こんな苦労していると言える、それだけでえらく安心出来たという具合です。

原 男親でも気楽に話が出来るようになれば、この子育てと子どもの世界が良くなるのだと思います。

堀江 そうですね。私実際連れて行ったことも何度かありますので、浮いたというのは実体験ですが……。あとアメリカ映画の『クレイマー・クレイマー』でもたしか離婚した父親が子どもを連れて、そこで別のお母さんと話をしている間に怪我してしまう

あれもややマークがついた感じだったのかもしれない……。それでそうやって解消、一応その場限りの地縁組織に近いものが、アドホックに公園にいけばできると思うのです。それではなんでもれにも行かないで、母親が出て行かないのか、むしろ個人の心理的な方に……。その個人としての母親が非常に疑問に思いました。どなたか、そういうことに詳しい方がありましたら、ご教授願いたいと思います。

山住 今『クレイマー・クレイマー』が出たのですが、私がこの映画にはおじいさん、おばあさん、つまり舅、姑が出て来ないなと言ったら皆に大笑いされたことがあったのですけれども、全く出て来ないですね。それを今思い出したのですが、日本ではもう少し舅、姑というのが絡んで来るといことがありますが、我が家でもそれが悩みの種だったのですけれど。それから公園に出て、話をするというのがあったのですけれども、私はPTAの会長をやられたことがあって、その時に井戸端会議的な雰囲気学校PTAの中に大いに持ち込もうではないかということを使ったのですが、そういうことをもう少しやっていったらいいのではないかと思います。延々と井戸端会議をやっていたら駄目ですが、そういう雰囲気学校PTAに入ってから来ないと、うまくいかないというそういう思い出があります。

今堀江さんから問われたことについて、あるいは、他のことでも結構ですからどなたでもご発言下さい。

清水浩昭 先ほど吉田さんの方からお話がありましたことに関係

して、私の体験でお話ししようと思います。

私は東京の西多摩郡の瑞穂町という所で育ったのですが、実は正月の行事で「山の神」という行事がありまして、これはやはりお金をいただいて、基本的には「山の神」をお祭りするという行事ですが、その前に、二月位前から火の番をやりまして、火の用心をやる範囲がお金をいただける範囲ということですよ。その時に「山の神」のぜねこくらしえい！という事で廻るわけですよ。その時に当時若い先生が「ぜねこくらしえいとはなんだそんな『山の神』の行事なんかやっているから、この町はいままでたつても民主的にならないのだ」ということで、学校教育でまさに廃止するということになりました。で、私ども「山の神」に参加している連中が当時小学校六年生でしたので、今数えてみると、昭和三〇年だったかと思うのですけれど、集まりまして、まさに今考えてみますと全共同運動の走りではないかと思えますけれども、団体交渉しまして、なんとかその行事をやらせて欲しいという事で……、そもそも先生は「山の神」の行事なるものが分かっているのかという話をしまして、実はこれは私の父親などから話を聞きまして、それを仕入れてお話をしたのですけれども、先生方も殆どそれを分かっているという事で、それでは中学生を入れないならばやって宜しいと。何故かと言うと中学生と一緒に入ってすると不良化するというようなことがあるのですけれども、そういう意味では総て学校が悪いということを、今いかにするのでなくて、民主化する基に子どもが一生懸命にかを

やることを阻止した歴史も三〇年位にあったという体験をご披露したわけですよ。

山住 確かにその頃の学校は、そういう方向で大事な子どもたちの活動を抑えてしまったということがあるでしょうね。

加藤美穂子 白鷗大学の加藤と申します。原先生に質問したいと思います。

大変面白いご報告をお聞かせいただきまして、いろいろ質問があり過ぎるくらいですけれども。先ほど原先生に質問を書きましたが、親子関係がはつきりしても父親としてはそれほど今日のな義務がないからではないかというお話でしたけれども、人口増加が非常に少ないと申しますか、死亡率が一〇〇〇人に対して一五人、先ほど沢さんのお話ですと日本の場合は一〇〇〇人に対して五人の死亡率ですね。

原 それも生後一年ですよ。日本の数字は。

加藤 そうですけれど、人口増加が少ないといったところも、ある程度そういう社会を維持している原因になっているのかなと思つたのですが……。父親のことで、先ほど原先生がお話なさったときに、母親が例えば移動するときに本当は自分子どもを連れて行きたい、だけど子どもの意志でものを決めるので子どもに判断させるということでした。

父親の例は出ませんでしたので、父親の子どもに対する関係とか、あるいは更に先ほど山住先生が日本の社会だと祖父母が出て来るとお話しなさいましたが、祖父母と孫の関係などもどうなの

とか、それからインセスト・タブーの問題もあります。そういった場合も、現実的には、ほとんどインセスト・タブーがあってもなきが如しなのか、そういうふうに母親が決めた男性が父親であるならば、実際そうでない場合もあるわけですし、そういった疑問がたくさんあるわけですが、お話しいただければと思います。原 インセスト・タブー（近親姦）とは社会が決めた父親、世の中でいう母親を基準として成立するわけです。遺伝子をどれくらい共有しているかということで、インセストが起こるわけではないのです。このインセスト・タブーを守るということは、ヘヤー・インディアンの人達の世界の倫理の中では、非常に大切なことです。それから、人に私の意見を押し付けないということも、この世界では非常に大切な倫理的コードとなっています。

もう一つはそのことの延長になるのですが、死ぬということについて非常にこの人達は深くいつも考えていまして、自分の死、及び周りのそのときに身近かな人の死、ないしはたまたま行き会った人の死ということについて、やはりその当人が本当に死にたい死に方で死なせて上げることが、人間として非常に大切なことだと考えています。ですから、そういう中で埋葬するということが非常に大切になるわけです。

人口増加があまり苛烈でないから親子の関係がホワツとしていられるのかという初めのご質問については、ゆっくり考えて、いずれ活字でお答えしたいと思います。ところで、先ほどの沢さんのお話との関連で人口増が非常に激しい第三社会、特にアフリカ

などで子ども達をどうやってユニセフの仕事とか、私共のNGO、ないしは日本の一市民としてそういう現状にかかわるのか、条約にかかわると同時に現実にはどうかかわるかということと関係して来るのですけれども、私がヘヤー・インディアンの世界で学びましたのは、人はいずれは死ぬので、例えば産まれてから三日間の命であっても、その命、その子ども、その人の尊厳といいますが、存在そのものを尊重する社会の作り方というのは、どうということなんだろうかというようなことが、これは子どもの問題だけでなく高齢者の問題とか、さまざまな弱者の問題につながると思うのですが、障害をもつお子さんと暮らす場合にも、二年間かかって頑張ったらここまでできたのよという、ある意味での進歩ということを目標にして考えるのか、それともその瞬間その瞬間の充実、お子さんが脳障害をもっている、そのお子さんの目が輝くという瞬間をどういうふうにしたら生み出していきえるのかということを中心に人が考えて、その瞬間が充実するという生の輝きを問題にするのかというようなことが、子どもの権利条約が締結する、いろいろな国で批准して日本のなかでも法律の改革というのが（これがいろいろありまして、私言いたいことがあります）、たくさんなので止めておきます）、こういうことがあるにしても、存在としての充実というのをどうやって守っていったら、私達が作り出していきえるのかということがインターディスプリナリー（Inter-disciplinary）または職線的、学際的に考えていけて、それがまた、国際的な協力とか、援助の場でも、これが広げて行けたらいいな

と思います。

加藤さんへのお答えがきちんとできなかったと思いますが、自分の宣伝になって申し訳ないのですけれど『ヘアー・インディアンとその世界』という本を平凡社から出していただいていますので、それを少しお読み下されると、かなりご質問にお答え出来るのでは、と思います。そのうえで、また何か質問があるようでしたら、どうぞ私の方へ、お茶の水女子大学にお電話下さい。ないしはお葉書を下さい。その際ご自宅の電話番号を書いて下さればそこで個人的にお答えします。

山住 親切なお答えでした

加藤 よろしいでしょうか。もう一言お聞きしたいのですが。いわゆる子どもが自分の親だけでなくいろいろな大人によって育ててもらえるということに関連して、私は人口がそれほど子どもの数が増えないから（少人数社会なので）、そういうことが可能な社会であり得るのかと、そういうことをお聞きしたのですが……。

原 人口増加圧と親子関係の内容が単純な相関を示すとは考えません。人間の子どものというのは特定の大人との非常に深い心の絆を築かないと育たないというのが、最近のとくに過去二〇年位の頃の戦後の発達心理学ないしはいろいろの実験の成果です。その際に母親でなければならぬという神話がますます強化されて行ったというのが、発達心理学の先生とか、小児科の医師とか、いろいろな倫理を説く人、政治家、に見られまして、イギリス、アメリカでも起きたのですが、日本では特に母性崇拜の発想とドッ

キングして非常に強いものになって行った。それと同時に女性には犠牲を払うものというところで、離婚に際しても（軽率な離婚をするなどというご意見もありましたが）家庭裁判所などの窓口の方、調停員の方などはいろいろなところで離婚を申し出ている女性に対して「あんたが我慢しないからいけないのだよ」というお説教を受けています。女性達が協議離婚しようとするときも弁護士をたてますと、まずその弁護士がそういうお説教を女性にするというのがあって、「軽率な離婚」というときにやはりジェンダー・バイアスがはいっている現実はいろいろある。というふうなことも含めて母性観念、つまり女性が育てるという観念が強い。ですから一〇年前からイギリス、アメリカでは、マターナル・ボンデージ、マターナル・ボンドという言葉を使わなくなつてベアレンタル・ボンドというようになった。ただし例えばレズビアンの方やホモセクシャルの方が子どもを（自分で産まない子どもを）預かって我が子として法律的に育てるという権利も主張されて来ますと、今度は単純にベアレンタルという言葉も使えない。エモーショナル・ボンデージという言葉を使わないと差別発言だと言われたりするというので、敏感になつていらっしゃる方々が欧米では多いのです。

日本はその辺に対するセンシビリティ（sensitivity）というのは良いことか、悪いことか別にして言ったりしているわけですが、この辺のことも含めて人口増加圧と親子の関係を考える必要があると思うのです。御質問にお答えするには前置きがこれくらいに

なるくらいですので、個人的にどうぞお電話でお話ししたほうがいいと思います。

加藤 私の質問と少し違うようにお受け取りになっておられますので結構です。もう時間もありませんので……。

山住 またぜひとも、お茶の水女子大学に電話して下さい。先ほど手を上げておられたのは大竹会長だけだったのですが、もう殆ど時間がないのですが……。

大竹 子どもの権利ということで、先ほどの質問用紙にも少し書いておそらく意味がお解りにならなかったのだろうと思います。

最近この子どもの権利条約の批准を前にして、国内で子どもに対する虐待事件の事例を調査しましたところが意外に多い。そして虐待される子どもというのは○歳児から五歳児です。それに集中しているのと、それから加害者が親、しかも母親が多いということです。若い母親。そしてその特徴は、特に育児ノイローゼ、若い母親が子どもに入つ当たりして子どもを虐待する、そういう事例が多いという調査報告が、これは東京でも大阪でも奇しくも同じようなのが出て来ています。そういうのを考えたとき何故だろう？ こういう若い育児ノイローゼの母親、育児ノイローゼの母親については精神病理の方などではいろいろな原因があると言われておりますが、精神病理よりもっと根本的な問題があるのではないか。しかし現代の育児ノイローゼになるのは、ある意味では子どもをかわいがって、子どもの子育てに一所懸命な人、こういう人が意外にあります。それはいろいろな育児書が出て来てマ

ニアルどおりにするけれどもうまく行かない、思いどおりにならない、イライラして来ると……、そういうことだと思えます。実はこういったものから育児ノイローゼにならないような、そういうものから解放できるということを考えなければいけないのではないかと……。というのは、実は母親の養育の姿勢とか態度に、なにか根本的に間違いがあるのではないかと、そんな感じがします。子どもの権利を守るというけれども、その次元としては、一番根本のところに、どうも親というのは、日本の親は子どもが大事だと言いながら、子どもは親の養育方法によって、どんな色にも染め上げられる、自分の好みの色に染め上げようとする、そういう親の養育と態度があるのではないかと。ところがそうではない。子どもは自分で育ってゆくんだ。原さんがおっしゃったように自立的成長ということです。

子どもには小児医学の先生とか、精神科の発達心理学の方で、子どもの成長というのは自発的な成長、子どもが自分自身で成長のプログラムをもっているのだと、こういうことをおっしゃっています。そうすると親の役割というのは、そういう子どもの自発的な、自立的な成長を助け、支える。ところがむしろ、子どもを養育するというのは、日本人の今までの考え方では、子どもを自分が作るのだと、新しい子どもの人格を親が作るのだという意識が強すぎる。そういうことが子育てに熱心なあまり自分の型にはめようと思うから、その通りにならない、イライラすると、こういうことではないかと、そんなことを私は感じまして、やはり一

子どもたちの権利を守る法律的次元でなくて、生活の次元で考えると、やはり姿勢の問題で、子どもの自発的成長、それを親は横から見守って支えて行くのだという、親が子どもを育てるという意識、それが大体間違っているのではないかという感じをもったわけです。

これについてもしました、日がありましたらご意見を伺わせていただきたいと思います。

山住 非常に大きな問題を出されました。この会に特別に参加して下さいました沢さんに一言しゃべっていただいて、最後にこのシンポジウムは田中さんの趣旨説明で始まりましたので、田中さんに締めていただくと、そういうことで終わりにしたいと思います。

沢 先ほど加藤さんから子どもの死亡率の話で少しあったのですが、私は全然このヘヤー・インディアンのは分からないのですけれど、通常例えば日本の乳幼児の死亡率が、五歳未満の死亡率が五で例えばどこかの国が一〇とか三〇といった場合は、乳幼児の死亡率が三〇とか高いところ程、人口の増加率も高くなっている、むしろおっしゃったことと逆かなと……。日本のように乳幼児の死亡率が非常に低い所は死亡率も低くなり、子どもが増加率が少ないと人口が減る関係にあるという、だいたい傾向としてはそういうことだと思います。

そのこととは別に例えば子どもの面倒をみるというようなことがあまり問題にならないのではないかと、そういうふうなことを

おっしゃったのではないかなと思うのですけれども、私は別に学問的にそういうことを勉強したわけではないのですけれど、例えばアフリカの社会を見ますと、施設に子どもを預けるという考えはないということです。例えば戦争で国連のような組織が人工的に入っていった、一時的に難民キャンプというような所へ収容することがあっても、子どもが捨てられたとか、親をなくしたからそれを施設で面倒みようという感覚はない。実際に私達が出会ったような難民も「私は子どもをなくした」と言いながら子どもをおんぶしていると、お乳を飲ませていると、「では、その子は何んですか？」というところと「たまたま逃げて来る途中にいた子どもだ」とかそういう感じでコミュニティー全体というか、人間というのは、他の人間の子どもをみるというのは当たり前なことだというふうに考えている人が絶対的に多いのではないかと思います。

山住 どうもありがとうございました。では、最後に田中さんどうぞ。

田中 ということでマイクを渡されてしまいましたので、困っています。この学会の性格上もまとめというような一つの結論を出すことは、勿論できないと思っています。

それから、こういう大きなテーマですので、私達の意図としてはこれを機会にいろいろなことを皆さんに考えていただきたい、とりわけ子どもの権利条約というようなものが、まもなく日本の国会でも討議されることになると思いますので……。この文献の

中にも子どもの権利条約のコピーを入れておけばよかったと思っています。

最後に、まとめには全くならないのですが、素人の感想を二点ばかり付け加えさせていただいて終わりにさせていただきます。

第一には私が強く感じましたのは、親子関係の「フィクション性」、そのフィクションの可能性の幅は大きくて、片方にはヘヤー・インディアンのような可能性もあり、片方には例えば今日の日本のような、そんな可能性もある。ですから非常に広い可能性があるのでということをおそらく感じ取れたのではないでしょうか。例えば私達の「文化」の中ですと、女性が産むというようなことにすごい神話的価値を付け加えそれに呪縛されているのですけれども、女性が子どもを産むということだけが親子の絆を作り出すと、すべての文化は考えているわけではありません。

産むことの他にも親子関係というフィクションの作り方というのはあるわけです。今日の報告で出したのは「養育」(ケアー care)であるとか、他人の子だけれども、関心をもつというような「関心」(インタレスト interest)というようなことも重要なことなのではないか、そういうようなことを感じました。フィクションなのですからフィクションであるということ私達が意識すれば、相対化して変えて行くことも不可能ではないはずで。今日の日本の親子関係がいわば袋小路のような所に入ってしまった感じがとれないと私たちが感じているとすれば、その辺のところを私達がもう少し意識的に考えることによって親子関係を問いなお

すことも出来るのではないかとということがまず第一点です。

それからもう一点は、我々が今日生きている近代市民社会というものの非常な特異性(ユニークネス uniqueness)です。そうであるのなら、私達がもう一度親子関係を考え直す、その際には寺崎さんが今日大変興味深く話して下さったように、一七世紀までさかのぼるということも大事だと思います。また原さんのお話にあったような近代社会以外の人達の親子関係を知ること、も大事なことでろうと思います。

それから最後にもう一点。御報告や討議を聞きながら私は「人間としての権利」と、「市民としての権利」は、もしかしたら分けて考える可能性もあるのではと感じはじめました。私達の住む市民社会が非常に特殊なものだとすれば、そこで生まれた「市民としての」自由な権利と、「人間としての」の権利なり自由なり尊厳というようなものは別かもしれない。「子どもの権利条約」の中では、この二つが多少混乱して用いられているというふうにも私には見えます。もっともそれが案外本当は結びついているというの、また面白いところであるかもしれません。

しかし面白がっている場合ではないのであって、私達は今日かなり危機的な状況にあるのだと思うのです。子どもの養育に関する親権のブライマシーが認められていながら、それを国家がチェックするようにすでになっている。それを更に世界社会がチェックすることが出来るというように提示しているのが、この国連子どもの権利条約です。まさにここでもグローバルゼーショ

ンが起こっているわけです。私達はこの機に社会における大人と子どもの関係をもう一度一から考え直す必要があるのではなからうかという感想を述べさせていただきました。これで終わります。山住 終わりにするのですが、もう一つだけ追加させて下さい。

それは子どもの権利条約の資料をこの中に入れておけば良かったことを田中さんとも話し合ったのですが、いったいどの訳を入れたいいかというのが問題でして、実は私の属している研究会でも、英・仏・中・ロシア語と突き合わせてみたのですが、どれも正文ということになっていますが、くい違っているところもあります。そのテキストについて、沢さんから。

沢 私がいなかったのは、子どもの権利条約に関するテキストとか、どういう国が批准しているとか、どういう国が留保しているのかとか、そういう資料を私共で出来るだけたくさん集めて、関心をお持ちの方に差し上げるようにしていますので、何か条文を読んでみたいとおっしゃる方、又それぞれの国がどういうふうな反応を示しているかというように関心のお在りの方は、ユニセフ駐日代表事務所までお電話いただければ、資料などを無料でお送りします。

条約のテキストに関しては一冊までは無料で、二冊めからは一〇〇円貰っていますけれども、資料は無料で差し上げますので是非ご利用下さい。

山住 ぜひご利用下さい。

ではこれで終わりにさせていただきます。どうも長い間御苦労

様でした。

閉会の挨拶

大竹 四人の先生、そしてコーディネーターをおつとめいただきました二人の先生、更にコメントいただきました三人の方、そして特別講演を沢さんをお願いしまして、非常に私達の門を開くお話を承りました。ありがとうございます。

本日の講演及び講義、コメントを伺いまして、いろいろ考えられたこともあると思います。先ほどのお話のように、乳児の死亡率は現在日本は六・〇位、一〇〇人当たりです。一般の死亡率がそれを上回って六・一か六・二の筈です。つまり大人の、国民全般の死亡率より乳児の死亡率が低い。世界一です。これは非常に誇りに思っていると思います。ただし健康で産まれて来る子どもは多いのですけれども、問題は産まれてから後です。こうやって無事産まれた子ども達が、それぞれに成長して、それぞれ自らの生きがいをもって、自らの世界を作っていく、そういう子どもをですね、子どもの成長を助けるのが我々大人であり、社会であるけれども、そのための環境作りとか、そういうことを果して我々はやって来ているだろうか。

本日の話を聞きましてもいろいろ地域との関連とか、いろいろありましたけれども、そういう昔の方が良かったというのはなへて、そういうものは壊れてしまったけれども、何か新しいものを我々が作るべきではないだろうか。いや、今作りつつあるかも

しれない。どういう新しいネットワークが出て来ているだろうか。いろいろそういうことを考えさせる、そういう契機に本日のシンポジウムがなったのではないか、そういうふうに思っています。

どうか皆さん、今日のシンポジウムをお聞きになって、それぞれに自分で親子間、家族間というものを作り上げていただく、そういう材料にしていただけたら幸いだと思います。どうも長い間ありがとうございました。これをもって閉会致します。今回につきましては東京都、厚生省からのご後援を賜りまして厚く御礼申し上げます。

田中 それではこれで本日のプログラムを総て終了させていただきます。長時間本当にありがとうございました。

編集部注

「1」 原ひろ子『ヘヤー・インディアンとその世界』（平凡社一九八九）二六三頁。